

みよし市公平委員会次第

日時 平成30年4月27日(金)

午前10時30分から

場所 みよし市役所5階特別会議室

1 辞令交付

2 市長あいさつ

3 委員長の選出及び委員長職務代理者の指定

4 議題

(1) 職員団体登録事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～P3

(2) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について・・・ P4～P7

5 その他

(1) 平成30年度みよし市公平委員会事業計画について・・・・・・・・ P8

(2) 平成30年度人事異動について・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

議題 職員団体登録事項の変更について

みよし市教員組合

- (1) 変更内容 事務所変更
- (2) 変更届出日 平成30年4月2日

<参考：みよし市職員団体の登録に関する条例（抜粋）>

（登録の申請）

第2条 職員団体が、公平委員会にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項または、書類を記載または添付した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事、代表者その他の役員ならびに法およびこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあつてはその旨
- (4) 法人となろうとする職員団体にあつては、その旨
- (5) 規約または定款の作成、役員選挙その他これに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

（登録の通知）

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

（規約もしくは定款等の変更または解散の届出）

第4条 職員団体が、規約もしくは定款を変更したとき理事代表者その他の役員を選任し、もしくは改任したときその他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、またはその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる書類を添付した正副2通の届出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の申請書に記載した事項の変更または解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

3 第3条の規定は、規約または定款の変更の届出の場合に準用する。

(正)

事務所変更届



平成30年4月2日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名 みよし市教員組合
代表者氏名 太田博史



本組合の事務所を次のとおり変更しました。

みよし市教員組合事務所

新 みよし市三好町宮ノ越42

みよし市立三好中学校

TEL 0561-32-1043

FAX 0561-32-1144

旧 みよし市根浦町3-9-47

みよし市立北部小学校

TEL 0561-36-1047

FAX 0561-36-5821





3 0 公 第 号
平成 3 0 年 4 月 日

みよし市教員組合

代表者 太 田 博 史 様

みよし市公平委員会
委員長

職員団体の事務所変更の登録について（通知）

平成 3 0 年 4 月 2 日付けの届出については、本日登録しました。

担 当 事 務 職 員（塚崎、福上）
電 話 0 5 6 1 - 3 2 - 8 0 0 0
ファクシ 0 5 6 1 - 3 2 - 2 1 6 5

議題 みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

【趣 旨】 平成30年度における人事異動により、地方公務員法第52条第4項で公平委員会規則で定めることとされている管理職員等の範囲について改正を行う。

【内 容】 管理職員等の範囲について次の表のとおり改正する。

機 関	職	
	改正後 (案)	現行
市長の事務 部局	部長 参事 会計管理者 次長 専門監 指導保育士 課長 主幹 所長 園長 <u>秘書課主任主査</u> 財政課副主幹及び主任主査 総務課副主幹 人事課副主幹及び主任主査 会計課副主幹	部長 参事 会計管理者 次長 専門監 指導保育士 課長 主幹 所長 園長 <u>秘書課副主幹</u> 財政課副主幹及び主任主査 総務課副主幹及び主任主査 (法規担当に限る。) 人事課副主幹及び主任主査 会計課副主幹
議会の事務 局	事務局長 課長	事務局長 課長
監査委員の 事務局	<u>事務局長</u>	<u>事務局長 主幹</u>
農業委員会 の事務局		<u>事務局長</u>
教育委員会 の事務局及 びその所管 に属する教 育機関	部長 参事 <u>次長</u> 課長 館長 所長 小学校校長 小学校教頭 中学校校長 中学校教頭	部長 参事 <u>次長 専門監</u> 課長 館長 所長 小学校校長 小学校教頭 中学校校長 中学校教頭

【施行期日等】 公布の日から施行し、改正後のみよし市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

<参考：地方公務員法(抜粋)>

(職員団体)

第52条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第5項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

みよし市管理職員等の範囲を定める規則（平成22年みよし市公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「秘書課副主幹」を「秘書課主任主査」に改め、「及び主任主査（法規担当に限る。）」を削り、同表監査委員の事務局の項中「事務局長 主幹」を「事務局長」に改め、同表農業委員会の事務局の項を削り、同表教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の項中「次長 専門監」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のみよし市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(管理職員等の範囲)			
第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。		別表 (第2条関係)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
機関	職	機関	職
市長の事務部局	部長 参事 会計管理者 次長 専門監 指導保育士 課長 主幹 所長 園長 秘書課主任主査 財政課副主幹及び主任主査 総務課副主幹 人事課副主幹及 び主任主査 会計課副主幹	市長の事務部局	部長 参事 会計管理者 次長 専門監 指導保育士 課長 主幹 所長 園長 秘書課副主幹 財政課副主幹及び主任主査 総務課副主幹及び主任主査 (法規 担当に限る。) 人事課副主幹及び主任主査 会計課副主幹
議会の事務局の項 略		同左	
監査委員の事務局	事務局長	監査委員の事務局	事務局長 主幹
農業委員会の事務局		農業委員会の事務局	
教育委員会の事務局及びその 所管に属する教育機関	部長 参事 <u>次長</u> 課長 館長 所長 小学校校長 小学校教頭 中学校校長 中学校教頭	教育委員会の事務局及びその 所管に属する教育機関	部長 参事 <u>次長</u> 専門監 課長 館長 所長 小学校校長 小学校教頭 中学校校長 中学校教頭

平成30年度みよし市公平委員会事業計画について

年月予定日	事業名	開催場所等
<p>平成30年</p> <p>4月24日(火)</p> <p>5月9日(水)</p> <p>7月下旬から 8月上旬</p> <p>10月12日(金)</p>	<p>愛知県公平委員会連合会役員会及び総会</p> <p>全国公平委員会連合会東海支部役員会、 総会及び事務研究会</p> <p>公平委員会開催</p> <p>愛知県公平委員会連合会事務研究会</p>	<p>大府市 「大府市勤労文化 会館」</p> <p>三重県鈴鹿市 「鈴鹿サーキット ホテル」</p> <p>みよし市役所</p> <p>知多市 「知多市勤労文化 会館」</p>
<p>平成31年</p> <p>2月中旬から 3月中旬</p>	<p>公平委員会開催</p>	<p>みよし市役所</p>

平成30年度人事異動について

総務部総務課関係人事異動一覧

職名 (平成30年4月1日)	異動前職名	氏名
総務部長	—	原田 清明
総務部次長兼総務課長	総務部次長	廣瀬 邦仁
総務部総務課主幹	—	坂口 慶臣
総務部総務課主幹	都市建設部道路河川課副主幹	石川 重之
総務部総務課副主幹	—	岡田 珠見
総務部総務課副主幹	—	塚崎 仁
総務部総務課主任主査	—	水野 友紀
総務部総務課主査	都市建設部公園緑地課主査	小嶋 俊和
総務部総務課主査	—	福上 慎吾
総務部総務課主事	愛知県総務部法務文書課派遣	鈴木 寛之
総務部総務課主事	—	石田 大和
総務部総務課主事	新規採用	山本 望